５　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（液化天然ガス自動車燃料装置用容器を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一～四　（略）

五　断熱性能試験又は保冷性能試験のための設備は、次のいずれかを備えること。

イ～ハ　（略）

６　規則第三十三条第七号の告示で定める基準（一般附属品及び半導体製造用継目なし容器用附属品を再検査する検査設備に係るものに限る。）は、次の各号に定めるものとする。

一　気密試験のための設備は、次に掲げるものを備えること。

イ　（略）

ロ　気密試験圧力（液化水素運送自動車用低圧安全弁が装置される液化水素運送自動車用容器の内容積の九十八パーセントとなる圧力の数値の三分の二倍の圧力）の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本産業規格Ｂ７５０５―１（２０１７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合している圧力計

ハ　（略）

二　性能試験のための設備は、次に掲げるものを備えること。

イ　（略）

ロ　安全弁の吹き始め圧力の一・五倍以上三倍以下の最高目盛のあるものであって、日本産業規格Ｂ７５０５―１（２０１７）アネロイド型圧力計―第一部：ブルドン管圧力計に適合している圧力計

ハ　（略）

７・８　（略）

（附属品再検査に合格した附属品の刻印等）

第三十三条　規則第三十八条第一項ただし書の告示で定める方式は、薄板に刻印をしたものを取れないように附属品の見やすい箇所に溶接をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式とする。ただし、半導体製造用継目なし容器用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印をしたものを附属品の見やすい箇所に貼付することをもって、圧縮天然ガス自動車燃料装置用附属品、圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品、圧縮水素鉄道車両燃料装置用附属品及び液化天然ガス自動車燃料装置用附属品にあっては前条による容器に係る証票の貼付をもって、圧縮水素運送自動車用附属品にあってはアルミニウム箔に刻印をしたものを当該附属品が装置されている容器に貼付することをもって、これに代えることができる。

（溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示の一部改正）

第二条　溶接に用いられる母材の種類の要件を定める告示（平成二十二年経済産業省告示第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六条第一項第六号及び第七号イ、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十五条第一項第六号及び第七号イ並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号及び第七号イの告示で定める溶接に用いられる母材の種類の要件は、日本産業規格Ｂ８２８５（２０１０）圧力容器の溶接施工方法の確認試験の附属書Ａ母材の種類の区分の表Ａ.１のＰ番号１又は８Ａに定めるものとする。	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第十六条第一項第六号及び第七号イ、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第十五条第一項第六号及び第七号イ並びにコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第十四条第一項第六号及び第七号イの告示で定める溶接に用いられる母材の種類の要件は、日本工業規格Ｂ八二八五（二〇〇三）付表一に定める母材の区分Ｐ番号一又は八Ａに定めるものとする。